

奈良市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

平成27年12月24日 制定

1. ネーミングライツ導入の目的

奈良市では、ネーミングライツを、奈良市、スポンサー、市民それぞれにとってメリットになり、地域活性化につながるような取組として進めます。

具体的には、以下の目的により導入します。

- (1) 厳しい財政状況の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行います。
- (2) 民間の資源やノウハウ等を活用し、スポンサーと協働で施設の付加価値を高める取組を実施することで、当該施設の魅力向上や、地域の活性化を図ります。

2. ネーミングライツの内容

市と民間企業等との契約により、市の施設等に愛称を付与させる代わりに、民間企業等からその対価を得て、施設の持続可能な運営に資する方法です。

ネーミングライツにより市が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に役立てることにします。

なお、条例上の施設名称については変更しませんが、市はネーミングライツ導入後においては、法令及び要項等で特別に定められている場合を除いて、愛称を積極的に使用します。

3. 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きとして、(1)市が選定した施設等についてスポンサーの募集を行う場合（以下、「施設特定募集型」という。）と、(2)民間企業等の提案を募集する場合（以下、「提案募集型」という。）があります。いずれの場合においても、その都度募集要項を作成し、市ホームページ等により広く公表します。

(1) 施設特定募集型の手続きの流れ

- ①対象施設等の選定
- ②募集条件の決定
- ③スポンサーの募集
- ④審査委員会による審査（優先交渉権者の決定）
- ⑤優先交渉権者との協議
- ⑥関係機関等への意見聴取
- ⑦審査委員会による審査
- ⑧スポンサーの決定及び契約締結
- ⑨施設等の表示変更
- ⑩愛称の使用開始

(2) 提案募集型の手続きの流れ

- ①民間企業等から企画提案
- ②審査委員会による審査
- ③提案に対する採用の可否の決定

- ④関係機関等への意見聴取
- ⑤審査委員会による審査
- ⑥スポンサーの決定及び契約締結
- ⑦施設等の表示変更
- ⑧愛称の使用開始

- ※ 提案募集型の場合で、市が施設等を選定し、あらためてスポンサー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合は、審査の結果、手続きの途中で施設特定募集型の手続きに転換することもあります。
- ※ 応募者又は提案者との協議は、手続きの必要に応じ適時行います。
- ※ 導入手続きのフロー図は「別紙1」のとおりです。

4. 対象施設等

- (1) ネーミングライツを導入する対象として、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園等、市の公共的な施設及びそれらの一部を想定しています。

なお、市役所等の庁舎、学校、寄贈品の多い資料館等の施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断されるものは対象外とします。

- (2) 施設特定募集型では、市は、施設の性格、利用者数、マスコミ等に取り上げられる頻度等を考慮し、対象施設等を選定します。

- (3) 選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設であるときは、市は、指定管理者制度の趣旨を鑑み、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないよう、あらかじめ当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ、現指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにすることとします。

5. 契約期間

本市とスポンサーとの間で、ネーミングライツに関する契約を締結します。契約期間については、原則3年以上とする。ただし、指定管理制度導入施設については指定管理者による指定管理期間を考慮し、適切な期間を設定します。

6. 愛称

- (1) 愛称付与の条件

- ①市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとします。
- ②施設の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含める等、市が希望する条件を設定できることとします。
- ③利用者の混乱を避けるため、当分の間正式名称を併記する等の措置を講ずる場合があります。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象外とします。

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治性のあるもの
- ⑤宗教性のあるもの
- ⑥社会問題についての主義主張
- ⑦その他愛称として使用することが不適当であると市長が認めたもの等

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。

7. 応募できる者

本市のネーミングライツスポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループが応募できるものとします。

ただし、次の事項に該当する団体は応募できないものとします。

- ①政治団体、宗教団体
- ②公職※にあるものが役員を務める団体
- ③奈良市広告掲載基準第2条に定める規制業種・事業者
- ④応募書類の提出時点で、公租公課を滞納している団体

※公職とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

8. 応募

(1) 応募に際しては、原則「別紙2-1、2-2」を用いるものとし、内容として次の事項が含まれているものとします。

なお、応募内容は奈良市広告掲載要綱及び奈良市広告掲載基準を遵守するものとします。

- ①応募する民間企業等の名称、代表者名、所在地
- ②応募の趣旨
- ③命名しようとする施設等の名称
- ④愛称案
- ⑤ネーミングライツの対価としての金額（年額）
- ⑥ネーミングライツの期間
- ⑦施設の魅力向上、地域活性化につながる提案
- ⑧希望するスポンサーメリット
- ⑨その他

(2) 市は審査等の必要に応じ、応募者に登記事項証明書や決算書類等の提出を求めることができるものとします。

9. 審査・優先交渉権者・決定

(1) 審査

市は、関係部局の職員等からなる審査委員会を設置し、ネーミングライツ導入について審査します。

なお、審査委員会の設置等については、別途定めます。

審査委員会は、審査項目及び審査のポイント（別紙3）に沿って、総合的に評価します。

施設特定募集型において、応募者が1者の場合でも審査委員会で審査を行い、複数応募があった場合は優先交渉権者の決定と併せて、次点以下の交渉順についても決定します。

(2) 決定

審査の後、市は審査の内容・結果を尊重するとともに、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、提案に対する採用の可否及び契約相手方について決定します。

10. 優先交渉権者との協議

市は審査により優先交渉権者として決定した者と協議を行います。また、優先交渉権者との協議が整わず、当該優先交渉権者が応募を辞退した場合は、次点順位の応募者と協議を行います。

11. 提案募集型における回答

提案募集型での提案に対し、不採用又は公募型での募集に転換する場合は、提案者に、提案を受けた日から原則4ヶ月以内に理由を付して文書で回答します。

12. ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とスポンサーとの費用負担は、次によるものとします。

区分	費用負担	
	市	スポンサー
敷地内外の看板等の表示変更※1		○※2
契約期間終了後の原状回復		○※2
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更※3	○	

※1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示については行い、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 スポンサーが負担する費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※3 市で発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮し、スポンサーと協議のうえ変更時期を決定するものとします。

13. 契約

協議が整った場合には、市はスポンサーと契約を締結します。

14. 契約の解除

契約当事者の事情・瑕疵により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。スポンサーの事情・瑕疵による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサー負担とします。

15. 契約期間の満了

当該施設等における契約期間満了後のネーミングライツの継続実施の可否については、契約期間満了前に判断します。

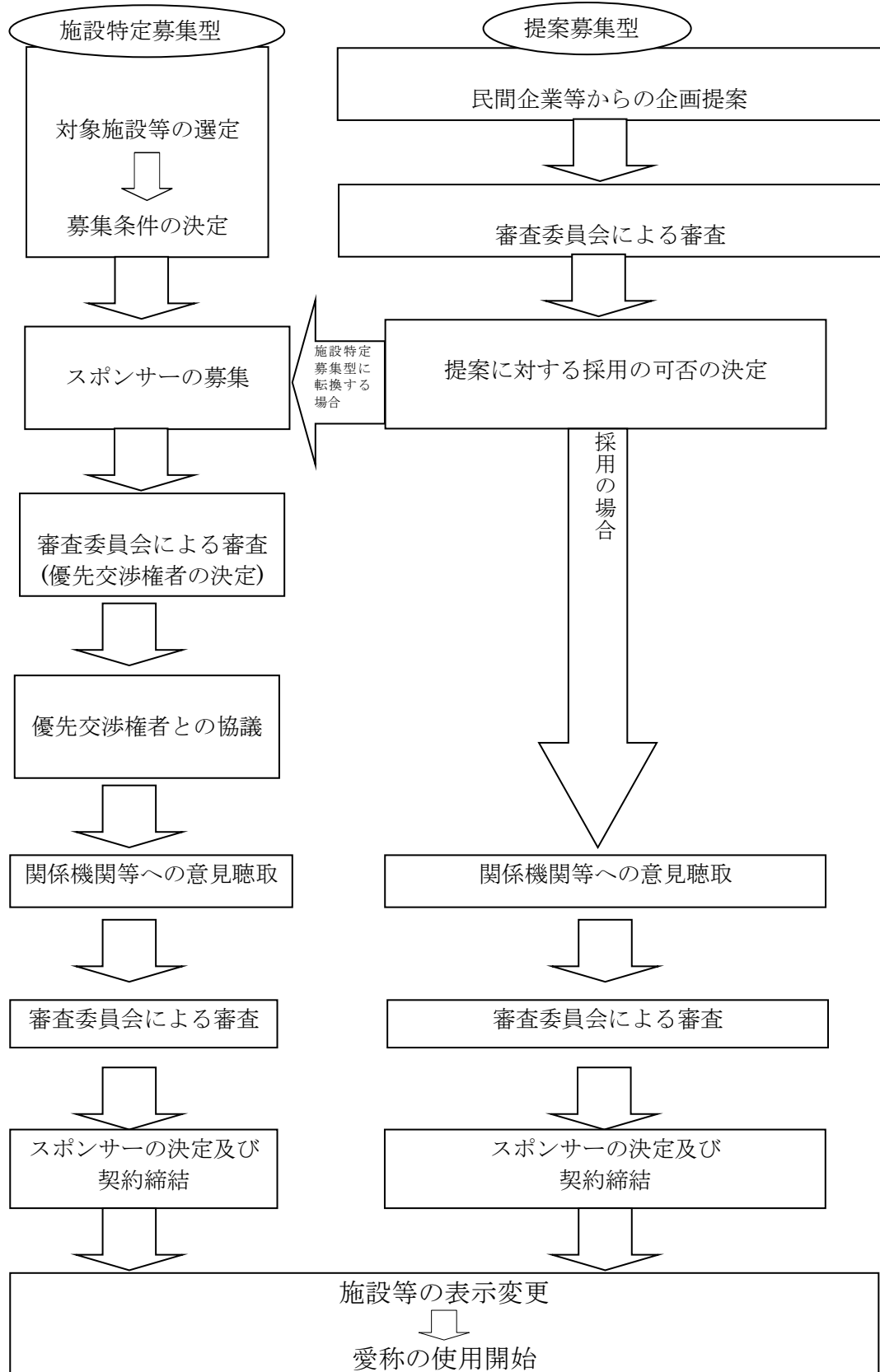
16. スポンサーメリット

スポンサーにスポンサーメリットを付与する場合は、ネーミングライツを導入する施設ごとに、施設の設置目的や施設の関連法令等の規定等を踏まえ、スポンサーとの協議のうえ、適切に選定・運用します。

17. 秘密の保持

契約に至らなかった応募・提案については、関係機関等への意見を聞く目的以外に公表することはありません。

ネーミングライツ導入手続きフロー図



年 月 日

(あて先) 奈良市長

商号又は名称

所在地 (法人の場合は登記簿上の本店所在地)

代表者氏名 (署名若しくは記名押印)

別紙のとおり、【 施 設 名 】へのネーミングライツについて応募します。

(連絡先)

団体名 :

所在地 :

担当者氏名 :

電話番号 :

e-mail :

別紙２－２

1 応募する民間企業等	名称： 代表者名： 所在地 （法人の場合は登記簿上の本店所在地）
2 応募の趣旨	
3 命名しようとする施設等の名称	
4 愛称案	
5 ネーミングライツの対価としての金額(年額)	
6 ネーミングライツの期間	
7 施設の魅力向上、地域活性化につながる提案	
8 希望するスポンサーメリット	
9 その他	

☐奈良市が市税等納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

審査項目及び審査のポイント

① 応募団体

【ポイント】

- ・応募資格は適正か
- ・応募団体の経営は健全か など

② 応募の趣旨

【ポイント】

- ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか など

③ ネーミングライツを導入する施設等

【ポイント】

- ・施設等の設置目的や経緯からみて、導入が妥当な施設等かどうか など

④ 愛称案

【ポイント】

- ・市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
- ・施設等の管理運営に支障が生じないか など

⑤ ネーミングライツの対価

【ポイント】

- ・応募金額は妥当か
- ・市の負担経費と比較して妥当か など

⑥ 導入の期間

【ポイント】

- ・安定したネーミングライツ運用が図られる期間か（原則 3 年以上）

⑦ 施設等の魅力向上、地域活性化につながる提案 など

【ポイント】

- ・導入施設等にふさわしい内容か
- ・実現可能な内容か
- ・市等の関係機関が対応可能な内容か など

⑧ スポンサーメリットに関すること

【ポイント】

- ・施設等の設置目的や関連法令等に適合する内容か など

⑨ その他、審査において必要な事項